

京都府子どもの貧困対策推進計画の改定に係る 子ども・若者への意見聴取について（案）

1 意見聴取についての考え方

こども大綱においても基本方針とされているこどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、より実効性のある計画策定を行うため、こども・若者に意見聴取を実施するもの。

実施方法については、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（こども家庭庁）を参考に、効果的、効率的な取り組みを検討する。

2 意見聴取の手法

- ・部会での聴取と個別訪問（聴取）の併用
- ・対面及びオンライン形式の併用によるヒアリング
- ・必要に応じて、支援者の同席や支援者を通じたヒアリングも検討
- ・子ども・若者が委縮せずに意見を伝えやすいように、各回の委員は5人以下とし、オンラインと対面を併用して出来るだけ少人数制で実施する。

3 意見聴取の対象者について

- ・一般のこども・若者
定時制や通信制高校等の生徒会学生 など
 - ・京都府子どもの貧困対策事業の利用者
こどもの居場所、子ども食堂、フリースクール、私学奨学金の利用者など
 - ・国ガイドラインで示されている「声を聴かれにくいこども・若者」
生活困窮家庭の子ども、ヤングケアラー、ひきこもり、中退者の方 など
- ※元当事者の方については、概ね20代までとする。

4 実施時期について

令和6年8月中旬～9月（2回程度）

また、部会での参加が難しい当事者の方については、委員と事務局による個別訪問（聴取）により対応する。

5 部会の構成員について

別紙案のとおり